

支援の方針・目的

十倉厚生園 施設長 三木 康雄

社会福祉法人清郷会の事業方針・計画に沿って、十倉厚生園が持つ機能を十分に生かしながら施設の事業運営を行い、地域社会の福祉資源としての役割の一端を担い地域福祉に貢献していく。

障害者自立支援法等に基づく事業形態での展開となるが、支援においては、利用契約を交わした施設入所者・通所等を含む地域在宅者(児)に、より必要な福祉サービスの提供を行い、安心して利用できる施設としての運営を行う。その為に、利用者と価値観の共有と共存を理念に、人格・人権を尊重し、目配り・気配り・心配りの3点を心がけた適切な支援の中で、利用者の生活の質の向上と営みの充実を図り、それぞれに応じた自立に結び付けていく。

また、障害者自立支援法の目指す地域生活移行に向けて、希望者・可能者に対し、自活訓練等を活用した移行を計画し、積極的に取り組んでいく。

職員の遵守事項

1. 職務に従事する職員は、その役割と責任を十分に認識し行動すると共に、協調性を持って業務にあたる。
2. 支援において、サービス提供者(支援者)としての意識を持ち、指示・命令語は必要最小限とし、自発性を促す言動を心掛ける。
3. 利用者に対しては、敬称付けを原則とし、呼び捨て・ちゃん付け・ニックネーム的呼び方は禁止とする。また、職員間において利用者を誹謗中傷するような言動は行わない。
4. 利用者の身体拘束・体罰的行為は厳禁とする。
5. 福祉専門職としての質(知識・支援技術・言動・身だしなみ等)の向上に努める。